

役員報酬等規則

(目的)

第1条 この規則は名古屋中小企業投資育成株式会社（以下「会社」という。）の取締役および監査役（以下総称として「役員」という。）の報酬その他の事項を定めたものである。

(役員の種類と適用範囲)

第2条 役員とは、株主総会で選任された取締役および監査役をいう。

(役員報酬等の決定基準)

第3条 役員の報酬等は、取締役および監査役で区分して株主総会が決定する報酬等総額の限度内で、世間水準および対従業員給与・賞与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬等については取締役会で決定し、監査役の報酬等は監査役協議のうえ決定する。

(手当等)

第4条 役員には、月額報酬のほか、通勤手当および旅費を支給することがある。

(役員報酬の支払い)

第5条 役員報酬は、従業員給与の支給日に支給する。

(施行)

第6条 この規則は、2005年 3月11日から施行する。
2 この規則は、2007年 5月23日から改正実施する。
3 この規則は、2008年 9月 8日から改正実施する。
4 この規則は、2010年 6月22日から改正実施する。